

議事公開等の取扱いについて

1. 議事の公開について

本会議は、企業秘密を含め、自由闊達な意見交換の妨げとならないよう、原則、傍聴は認めない。議事内容については、会議終了後に事務局にて速やかに議事要旨を作成し、公開する。

2. 配付資料の公開について

資料に関しては、企業秘密や個人情報等が含まれており、これを公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断された場合は、非公開とすることもあり得る。